

早川町・身延町・南部町医療事務組合個人情報の保護に関する文書の様式
を定める規則

(令和 7 年 9 月 1 日規則第 6 号)

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)及び個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号)の施行のために必要な文書の様式については、身延町個人情報の保護に関する文書の様式を定める規則(令和 4 年身延町規則第 17 号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。